

受講無料

犯罪被害者等支援講演会

「わたしたちにもできる支援」

【講師】 長野県警本部 警務部警務課 犯罪被害者支援室 課長補佐

林 良太 さん

日時 11月27日（木）午後6時30分～8時00分
（午後6時開場）

会場 駒ヶ根市役所 2階 大会議室



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

駒ヶ根市では、令和7年4月1日に駒ヶ根市犯罪被害者等支援条例を施行しました。

市では、犯罪被害者等に寄り添い、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や軽減、日常生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の形成を目指します。

また、毎年「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日から12月1日まで）が「犯罪被害者週間」と定められています。

「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。

犯罪被害者週間にあわせて、「わたしたちにもできる支援」と題し、犯罪被害者支援について知っていただく講演会を上記のとおり開催します。犯罪被害にあったとき、どのような支援が必要なのか、市民として何ができるのかなどを一緒に考えましょう。

お問い合わせ先

駒ヶ根市役所 総務部 総務課 人権・男女共同参画推進室

☎ 83-2111（代表）内線 211

✉ jinken@city.komagane.lg.jp